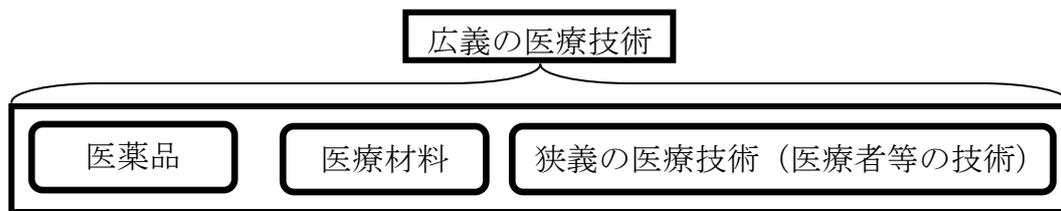


## 用語の定義について

今後の費用対効果評価専門部会において使用する用語の定義について、下記のような考え方を元に整理してはどうか。

### 1. 背景

- 「医療技術」という用語は、下記の2つの意味で使われることがある。
  - ・ 検査・診断・治療等に係る医療者が行う技術を指すもの（狭義の医療技術）
  - ・ 医薬品、医療材料、及び検査・診断・治療等に係る医療者が行う技術を指すもの（広義の医療技術）



- 一方、諸外国において、「Health Technology (医療技術)」という語は、通常、医薬品、医療材料、及び検査・診断・治療等に係る医療者が行う技術の3分野に係る技術を指すもの（広義の医療技術）として扱われている。（別紙参照）

### 2. 用語の定義について

以上のような背景から、下記のように整理してはどうか

- 医療者等の技術  
検査・診断・治療等に係る医療者が行う技術。
- 医療技術  
医薬品（※）、医療材料（※）及び医療者等の技術の3分野に係る技術。  
※ ...研究開発、製造等に係る技術を含む。

(別紙)

INAHTA (International Network of Agencies for Health Technology Assessment)における"Health technology"の定義について

医療技術とは、健康増進、予防、疾病の診断・治療、リハビリテーション又は慢性期ケアに関わるあらゆる介入を指す。これらには医薬品、医療機器、手技、そして、医療に利用される組織されたシステムを含む。

(原文) Health technology:

Any intervention that may be used to promote health, to prevent, diagnose or treat disease or for rehabilitation, or long-term care. This includes the pharmaceuticals, devices, procedures and organizational systems used in health care.